

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、経営管理実施権を設定した場合は経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)が販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合は、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権者は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画に定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内の立木竹を伐採し、土地を切取り、又は盛土を行い、又は構造物を施工して森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、経営管理権の存続期間内において当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等

(経営管理実施権が設定されない場合)

気象災害等により当該森林について被害が発生した場合は、その復旧内容について甲と乙の協議により定める。

(経営管理実施権が設定される場合)

気象災害等により当該森林について被害が発生した場合は、その復旧内容について甲と経営管理実施権者の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 森林作業道の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

(15) 保安林の指定後における取扱

乙は、経営管理権集積計画が定められた後において、森林法第25条又は第25条の2の規定により保安林に指定され、この経営管理権集積計画の内容がその保安林の指定施業要件を満たさない場合は、甲の承諾を得ることなくこの経営管理権集積計画の一部または全部を取り消すことができるものとする。

(16) その他

① 乙は、経営管理権が設定された森林の範囲又は当該森林の所有権界について錯誤があったと認めた場合は、この経営管理権集積計画を取り消すことができる。

② 甲は、前(1)の経営管理権に基づいて行った経営管理によって生じた損害及びこの経営管理権集積計画を取り消したことによって生じた損害について、その賠償を求めることができない。

③ この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

(経営管理実施権が設定されない場合)

○現況樹種がスギ又はヒノキの場合

1. 乙は、南伊勢町森林整備計画を遵守して間伐を実施するものとする。
2. 間伐は、針葉樹及び広葉樹の混交林の複層林へ誘導することを目的に行うものとする。
3. 間伐時は、高木性広葉樹をできるだけ残存するよう配慮するものとする。
4. 伐採に当たっては、勾配がおおむね 10 度以下の溪流内に存する立木のうち成長不良などの劣勢な個体を除き、可能な限り残存するよう配慮するものとする。
5. 伐採木は、できるだけ谷地形に片づけないよう配慮するものとする。
6. 施業の実施に当たっては、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
7. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年 1 回の森林の巡視を行うものとする。

○現況樹種がスギ又はヒノキ以外の場合

1. 乙は、受光伐を実施する場合の伐採木の選木は劣勢木や病虫害におかされた木を主とする。
2. 伐採にあたっては、勾配がおおむね 10 度以下の溪流内に存する立木のうち成長不良などの劣勢な個体を除き、可能な限り残存するよう配慮するものとする。
3. 伐採木は、できるだけ谷地形に片づけないよう配慮するものとする。
4. 施業の実施に当たっては、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
5. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年 1 回の森林の巡視を行うものとする。

(経営管理実施権が設定される場合)

○現況樹種がスギ又はヒノキの場合

1. 経営管理実施権者が行う森林の整備及び森林の保護は南伊勢町森林整備計画を遵守するものとする。
2. 経営管理実施権者が主伐を行った場合は、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に 10 年以上となるように行うものとし、植栽に当たっては森林法第 10 条の 8 に定める伐採及び伐採後の造林の届出書に添付された造林計画書に違背しないように行うものとする。
3. 主伐後の植栽は、地拵え後、南伊勢町森林整備計画に定める人工造林の対象樹種を同計画に定める人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数を植え付けるとともに、鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を行うものとし、鳥獣害防止施設の維持管理は、年 1 回鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。

4. 主伐後の保育は、存続期間終了時に成林するよう南伊勢町森林整備計画に定める保育の種類別の標準的な方法に沿って行うものとする。なお、主伐を行わない場合の保育のうち間伐は、存続期間内に南伊勢町森林整備計画に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法を遵守して行うものとする。
5. 経営管理実施権者が利用間伐に伴う森林作業道その他の施設を設置する場合における立木の伐採を行う場合は、間伐及び伐採により生じた木材の販売を実施するものとする。
6. 経営管理実施権者が切り捨て間伐を行う場合は、伐採木を谷地形に山積することのないよう配慮するものとする。
7. 施業の実施に当たっては、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
8. 経営管理実施権者は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回の森林の巡視を行うものとする。
9. 経営管理実施権者は、利用間伐により木材を販売した場合には、次項の明細書を乙及び甲に提出するものとする。
 - ア 木材の販売により得られた販売収益及び販売材積
 - イ 立木の伐採、木材の販売に要した経費
 - ウ 甲に還元する金銭の額（当該山林の立木収入の額）
10. 経営管理実施権者は、主伐により生じた木材を販売した場合には、その販売収益の中から主伐後の再造林、保育等に要する経費分の金額を甲からの委託料として前もって預かるものとする。
11. 経営管理実施権者は、主伐により木材を販売した場合には、次項の明細書を乙及び甲に提出するものとする。
 - ア 木材の販売により得られた販売収益及び販売材積
 - イ 立木の伐採、木材の販売に要した経費
 - ウ 当該山林の立木収入の額
 - エ 主伐後の再造林、保育等を実施するための預かり金の額
 - オ 甲に還元する金銭の額
12. 経営管理実施権者は、預かり金により再造林（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）、保育等を実施した場合には、次項の明細書を乙及び甲に提出するものとする。
 - ア 預かり金の額
 - イ 主伐後に実施した再造林、保育等に係る委託費
 - ウ 預かり金の残金の額
13. 経営管理権実施権者は、当該森林が森林法その他法令で指定されている場合は、関係法令に基づき適切に処理するものとする。
14. 乙は、経営管理実施権者の経営管理の内容が経営管理権集積計画に定めた事項を遵守するよう指導するものとする。

15. 乙は、経営管理実施権が設定されていない森林の経営管理のために経営管理実施権が設定された森林に森林作業道その他の施設を設置しようとするときは当該設置の是非について経営管理実施権者と協議するものとする。

16. 経営管理実施権者は、主伐を行う場合に伐採斜面の下方に人家が存在する場合は、当該住人に主伐することについて同意を得るものとする。

○現況樹種がスギ又はヒノキ以外の場合

1. 経営管理実施権者が行う森林の整備及び森林の保護は南伊勢町森林整備計画を遵守するものとする。

2. 経営管理実施権者が主伐を行った場合は、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽又は更新及び保育を実施するものとする。ただし、主伐後の植栽又は更新は植栽木又は更新木の林齢が存続期間中に10年以上となるようにするものとし、植栽に当たっては森林法第10条の8に定める伐採及び伐採後の造林の届出書に添付された造林計画書に違背しないように行うものとする。

3. 主伐後の植栽又は更新は、南伊勢町森林整備計画に定める造林に関する事項を遵守するものとする。

4. 経営管理実施権者が伐採を行う場合は、伐採木を谷地形に山積することのないよう配慮するものとする。

5. 施業の実施に当たっては、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。

6. 経営管理実施権者は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回の森林の巡視を行うものとする。

7. 経営管理実施権者は、木材を販売した場合には、次項の明細書を乙及び甲に提出するものとする。

ア 木材の販売により得られた販売収益及び販売材積

イ 立木の伐採、木材の販売に要した経費

ウ 甲に還元する金銭の額（当該山林の立木収入の額）

8. 経営管理実施権者は、木材を販売した場合には、その販売収益の中から主伐後の再造林又は更新、保育等に要する経費分の金額を甲からの委託料として前もって預かるものとする。

9. 経営管理実施権者は、主伐により木材を販売した場合には、次項の明細書を乙及び甲に提出するものとする。

ア 木材の販売により得られた販売収益及び販売材積

イ 立木の伐採、木材の販売に要した経費

ウ 当該山林の立木収入の額

エ 主伐後の再造林又は更新、保育等を実施するための預かり金の額

オ 甲に還元する金銭の額

10. 経営管理実施権者は、預かり金により再造林又は更新、保育等を実施した場合には、次項の明細書を乙及び甲に提出するものとする。

ア 預かり金の額

イ 主伐後に実施した再造林又は更新、保育等に係る委託費

ウ 預かり金の残金の額

11. 経営管理実施権者は、当該森林が森林法その他法令で指定されている場合は、関係法令に基づき適切に処理するものとする。
12. 乙は、経営管理実施権者が実施する経営管理の内容について経営管理権集積計画に定めた事項を遵守するよう指導するものとする。
13. 乙は、経営管理実施権が設定されていない森林の経営管理のために経営管理実施権が設定された森林に森林作業道その他の施設を設置しようとするときは当該設置の是非について経営管理実施権者と協議するものとする。
14. 経営管理実施権者は、主伐を行う場合に伐採斜面の下方に人家が存在する場合は、当該住人に主伐することについて同意を得るものとする。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（経営管理実施権が設定されない場合）

1. 経営管理権に基づき乙が実施する施業の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
2. 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

（経営管理実施権が設定される場合）

1. 伐採等に要する経費

次に掲げる経費は、1の個別事項に記載された森林（以下「甲の所有森林」という。）の伐採等に要する経費とする。

（1）主伐経費

主伐経費は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるにあたって乙に提示し経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

（2）搬出経費

搬出経費は、当該森林若しくは当該森林の最寄り土場から市場等木材の受け入れ先まで木材を運搬する経費とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるにあたって乙に提示し経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

（3）販売経費

販売経費は、当該森林から搬出された木材の販売に要する販売手数料、経営管理実施権者の営業費等の諸経費とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるにあたって乙に提示し経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

（4）主伐後の再造林（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。）、保育等に要する経費

主伐後の再造林、保育等に要する経費は、林野庁が定める森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）の最新通知等を基に算出した額とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるにあたって乙に提示し経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

（5）利用間伐経費

利用間伐経費は、林野庁が定める森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）の最新通知等を基に算出した額とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるにあたって乙に提示し経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

（6）森林作業道作設経費

森林作業道作設経費は、林野庁が定める森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整第857号林野庁森林整備

部整備課長通知)の最新通知等を基に算出した額とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるにあたって乙に提示し経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

2. 甲に支払われる金銭の額

- (1) 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、甲の所有する森林に存した木材の販売収益から1の伐採等に要する経費を控除した額とする。
- (2) 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、甲の所有する森林に存した木材の販売収益から1の伐採等に要する経費のうち(2)及び(3)及び(5)及び(6)の各経費を控除した額とする。

3. 留意事項

- (1) 1の伐採等に要する経費及び2の甲に支払われるべき金銭の額は、当該経費及び当該額が発生した年の翌年の1月末までに経営管理実施権者が乙及び甲に当該経費及び当該額の明細書を提出するものとし、当該明細書に記載された額をもって1の伐採等に要する経費及び2の甲に支払われるべき金銭の額を確定することとする。
- (2) 1の伐採等に要する経費及びその他の経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- (3) 前項(2)の1の伐採等に要する経費及びその他の経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を甲が経営管理実施権者に預ける時期は、経営管理実施権者が木材の販売収益を得た時とし、経営管理実施権者は当該預かり金を預かる場合は事前に当該木材の販売収益額及び当該預かり金額を記載した明細書を甲及び乙に提出するものとする。
- (4) 経営管理実施権者は、前項(2)の1の伐採等に要する経費及びその他の経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)が甲から預かるまでに必要となった場合は、当該経費を経営管理実施権者が立て替えるものとし、経営管理実施権者は、前項(1)で提出する明細書に当該立て替え金額を記載するものとする。
- (5) 経営管理実施権者が、前項(1)で確定した額が1の伐採等に要する経費及び2の甲に支払われるべき金銭の額を上回る場合は、その差額を経営管理実施権者が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座